

長岡市告示第243号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定に基づき、告示します。

令和7年4月1日

長岡市長 磯田 達伸

1 委託事務の内容及び委託先

委託事務の内容	委託先
良寛の里美術館・菊盛記念美術館関係書籍等販売及び売払代金徴収事務	長岡市島崎5551番地 特定非営利活動法人 和島夢来考房

2 委託を必要とする理由

良寛の里美術館及び菊盛記念美術館は指定管理者制度の導入施設であり、上記委託先と委託契約を締結することで物品売払代金を合理的に徴収することができるため

3 委託する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで